

自立支援教育訓練給付金のご案内

◆「自立支援教育訓練給付金」とは・・・

ひとり親家庭の親が就労に役立つ資格を取得するため、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講する場合、受講修了後に受講費用の一部を支給するものです。

◆対象者

久留米市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の条件をすべて満たす方

- ① 20歳未満の児童を養育しているひとり親の方
- ② 「母子・父子自立支援プログラム」策定等の支援を受けている方
- ③ 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- ④ これまで自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない方



◆対象となる講座

雇用保険法の教育訓練給付制度の指定講座（一般教育訓練、特定一般教育訓練、専門実践教育訓練）

※ 資格の取得を要件とする講座が対象となります。

※ 対象講座は、厚生労働省ホームページの『教育訓練講座検索システム』で検索できます。

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

（介護職員初任者研修、医療事務など様々な講座があります。）

◆支給金額

(1)雇用保険法の「一般教育訓練給付金」または「特定一般教育訓練給付金」の支給を受けることができない方	・ 受講費用の60％（上限20万円）
(2)雇用保険法の「専門実践教育訓練給付金」の支給を受けることができない方	・ 受講費用の60％（年間上限40万円×最大4年） ・ 受講修了後1年以内に資格取得かつ就職等をした場合、費用の25％を追加支給 ・ 受講費用の85％（年間上限60万円×最大4年）
(3)雇用保険法の「教育訓練給付金」の支給を受けることができる方	(1)または(2)から 雇用保険法の「教育訓練給付金」の額を差し引いた額（ただし、雇用保険法の教育訓練給付金が(1)または(2)の額を上回る場合は、支給なし）

※(1)(2)(3)ともに、その額が12,000円を超えない場合は支給されません。

支給は受講修了後となります。ただし(2)を受講される方は、半年ごとの支給も可能です。

◆支給を希望される方は、受講開始前に、事前相談の上、講座の指定の申請をし、

この給付金の講座の指定を受ける必要があります。 まずはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 久留米市役所 子ども未来部 家庭子ども相談課（16階）
自立支援教育訓練給付金担当 電話 0942-30-9063

◆必要な手続きについて

※手続きに時間を要する場合がありますため、日程に余裕を持った
事前相談・事前申請をお願いします。（受講開始2週間前まで）

申請の前に

支給を希望される方は、**受講開始前までに、窓口で事前相談をしてください。**（受講を希望する講座のパンフレット等をお持ちください。対象資格の取得見込や生活状況をお聞かせいただき、支給の必要性について面談を行います。）

講座の指定申請

事前相談を終えた方は、**受講開始前までに、必要な書類をそろえて、講座の指定の申請をしてください。**

＜講座の指定申請に必要な書類（下記以外の書類が必要になる場合もあります）＞

1. 自立支援教育訓練給付金 講座指定申請書（窓口にあります）
2. 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
3. 世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄が記載されたもの）
4. 受講する講座のパンフレット等（講座名、学校名、金額等がわかるもの）
5. 「教育訓練給付金支給要件回答書」（雇用保険に加入したことがある人。ハローワーク発行）
6. 申請者のマイナンバーがわかるもの（申請書に記入するため）
7. 母子父子自立支援プログラム策定等を受けていることがわかる書類

（ひとり親サポートセンター ⇒ 家庭子ども相談課へ直接受け渡し）

講座の指定決定

決定後、講座指定決定通知書をお送りします。受講の手続きをしてください。

講座の受講開始

指定された講座を受講してください。

※やむをえず途中で受講中止された場合は、必ず市役所へご連絡ください。

受講修了・給付金の支給申請

受講修了後30日以内に、給付金の支給申請をしてください。

＜支給申請に必要な書類（下記以外の書類が必要になる場合もあります）＞

1. 自立支援教育訓練給付金 支給申請書（窓口にあります）
2. 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
3. 世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄が記載されたもの）
4. 講座指定通知書（市が発行したもの）
5. 指定講座の修了証明書の写し（学校が証明し発行したもの）
6. 指定講座の入学料及び受講料の領収書の写し（学校が証明し発行したもの）
7. 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書

（雇用保険法の教育訓練給付金の受給者のみ必要。ハローワークで発行されたもの。）

8. 申請者のマイナンバーがわかるもの（申請書に記入するため）
9. 母子父子自立支援プログラム策定等を受けていることがわかる書類

（ひとり親サポートセンター ⇒ 家庭子ども相談課へ直接受け渡し）

給付金の支給決定

支給決定後、支給決定通知書及び市指定の請求書、アンケートをお送りします。

請求書とアンケートの提出

給付金の振込（請求書提出後、3週間程度）